

令和元年台風第 19 号による被災者の一部負担金等の支払いを免除します！

中建国保では被災者の方の実情をふまえ、以下の対象となる方が保険医療機関の窓口で要件を満たしていることを申し出ること、令和 2 年 1 月末までの保険診療、調剤、訪問看護について、一部負担金・利用料の支払いを免除することとしました。

※ 一部負担金とは、病院などで治療に要した費用のうち、皆さんが窓口で払う金額のことです。

#### 対象となる方

- (1) 令和元年台風第 19 号に伴う災害により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
  - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした旨
  - ② 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った旨
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した旨
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- (2) 令和元年台風第 19 号に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する中建国保の被保険者であること。